

議案第 2 号

印西市地域包括支援センター運営協議会設置条例の制定について
印西市地域包括支援センター運営協議会設置条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 1 4 日提出

印西市長 板 倉 正 直

印西市地域包括支援センター運営協議会設置条例

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 1 5 条の 4 6 第 1 項に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切な運営、公正及び中立の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため、地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) センターの設置等に関する事項
- (2) センターの行う業務に係る方針に関する事項
- (3) センターの運営及び評価に関する事項
- (4) センターの職員の確保等に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 1 2 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 指定居宅サービス事業者等(法第 2 2 条第 3 項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。)又はこれらの者に係る団体の代表者
- (2) 居宅サービス等の利用者又は第 1 号被保険者若しくは第 2 号被保険者

の代表者

- (3) 地域住民の権利擁護を行い、又は相談に応ずる団体等の代表者
- (4) 地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の書面開催)

第7条 会長は、緊急その他やむを得ない事情により会議の招集が困難であると認める場合は、期日を指定して書面により委員の意見又は賛否を求め、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

2 前項の場合において、指定の期日までに到着しないものは、議決の数に加えないものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部高齢者福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市

長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の規定による協議会の委員の委嘱に関し必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。